

第36回
会津美里町農業委員会定例総会

令和2年11月20日 金曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第36回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和2年11月20日 金曜日 13時30分～14時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 横山 恒雄	
	3番 大越 洋一	
	4番 松本 晋平	
	5番 諏訪 栄一	
	6番 五十嵐 薫	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真也	
	9番 根本 光一	
	10番 福田 與作	
	11番 間船 一男	
	12番 山田 隆義	
	推進委員 児島 三雄	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 根本 功	
	推進委員 船田 民一	
	推進委員 神村 修一	
	推進委員 歌川 浩司	
	推進委員 山内 栄一	
	推進委員 平山 信雄	
	推進委員 國分 猛	
		推進委員 齋藤 仁
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 9名出席／10名	

4. 議事録署名人 5番 諏訪 栄一 6番 五十嵐 薫

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

立川 昇

係長

田邊 実千代

主事

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局次長 それでは、ただ今から、第36回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より挨拶申し上げます。

(山田会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
5番 諏訪栄一 委員、6番 五十嵐薫 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第130号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

まず、受付番号21番につきましては、松本晋平 委員が関係しておりますので、会議規則第11条の規定により、松本委員は一時退席願います。

— 松本晋平 委員 一時退席 —

議 長 それでは、受付番号21番について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号21番、譲渡人 、譲受人 。申請農地は、福重岡字堂地中道57番 外2筆 畑1,144㎡でございます。申請事由は、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は3筆合計で100,000円でございます。10アールあたりに換算すると87,400円程度となります。権利設定移転の別は所有権移転です。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
受付番号21番について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号21番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

— 松本晋平 委員 着席 —

議 長 松本委員に申し上げます。

当該案件は原案のとおり許可することに決しました。
次に受付番号 22 番から 24 番までを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 22 番、譲渡人 、譲受人 。
申請農地は、字高田前川原 3491 番 3 畑 198 m²でございます。申請事由は、譲渡人は耕作不便・低生産地のため、譲受人は相手方要望のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は 10 アールあたりで 404,000 円でございます。権利設定移転の別は所有権移転です。

受付番号 23 番、譲渡人 、譲受人 。
なお、お二人の関係は従兄弟とのことであります。申請農地は、雀林字大仙坊 358 番 外 1 筆 田 1,987 m²でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は相手方要望のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は 10 アールあたり 100,000 円でございます。権利設定移転の別は所有権移転です。

受付番号 24 番、譲渡人 、譲受人 。申請農地は、下堀字村南 69 番 田 2,957 m²でございます。申請事由でございますが、譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のためです。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は 10 アールあたり 360,000 円でございます。権利設定移転の別は所有権移転です。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第 130 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 130 号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議長 次に議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号12番、譲渡人、譲受人。申請農地は、旭三寄字北村甲75番 外1筆 田 205㎡です。権利移転の時期は許可日以降、価格は所有権移転分が1㎡あたり1,250円、賃借権設定分が1㎡あたり年間で50円となっております。転用目的は農機具格納庫等用地であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和3年1月31日となります。建設物の名称及び面積につきましては、農機具格納庫46.33㎡、農業用倉庫32.76㎡、通路その他125.91㎡となっております。なお、現地調査を実施しております。説明は以上です。よろしく願います。

議長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。
受付番号12番については、根本功 委員より報告願います。

根本功委員 令和2年11月6日 午前10時00分より、現地調査を行いました。
出席者は、譲受人代理の父の 氏、譲渡人の 氏、譲渡人代理の司法書士、農業委員会からは松本晋平 委員と私、事務局でございます。転用目的は農機具格納庫等の用地でございます。
土砂流出防止策について確認しましたが、西側には擁壁が施工されており、南側には道路があり、東側の宅地との間には高低差がないため、土砂流出の恐れがないものと確認しました。また、北側には排水にU字溝が入っており、こちらも高低差がないため、同じく土砂流出の恐れはないものと確認しました。
農業用排水施設への被害防止策については、舗装等はなにも行わないため、雨水は自然地下浸透で処理することです。
以上のとおり、問題ないものをご報告いたします。皆様のご審議よろしく願います。

議長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第131号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 131 号は原案のとおり意見を附すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 132 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、受付番号 95 番から 97 番について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 132 号については、原案のとおり意見を付すことに決しました。

以上で議案の審議を終わります。

【会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員会規程の制定について】

議長 次に、議案第 133 号 会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員会規程の制定についてを審議いたします。
事務局説明願います。

事務局次長 農地利用最適化推進委員として、現在 10 名の方に活動をしていただいておりますが、推進委員の役割というのがはっきりしないところがあり、なかなか積極的な活動ができなかったという声も聴かれています。

今回、推進委員の役割を明確にするとともに、より良い農地利用を進めるための規程を制定し、推進委員会として組織することを目的とするものです。

第 1 条で今申し上げたような目的を、第 2 条で名称、第 3 条で推進委員の役割を示しました。これは、どれも法令等に明記してある事項ばかりで、それを集めたものであります。

第 4 条で、全員で構成することを定め、第 5 条で役員の構成を定めました。

第 6 条で役員の役割を、第 7 条で活動内容を定めております。

今後は、この規程に基づいて、第 7 条第 1 項の第 1 号として、合同会議や合同研修会は、この推進委員会が主催として開催していくこととなります。

なお、農業委員会専決規程によって、新規制定のため議案としております。

施行については、12 月 1 日以降の新委員から適用とします。

説明は以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第 133 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり規程を制定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 133 号については原案のとおり制定することに決定いたしました。

以上で、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議長 それでは、報告第95号から第101号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第95号につきましては、3件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【空き家に附随する農地について】

事務局次長 報告第96号は、農地法施行規則第17条第2項に基づき、会津美里町空き家・空き地バンクに登録された空き家に附随する農地として別段面積を適用する予定の農地について報告するものであります。

受付番号3番、申請者、土地の所在は字高田道上2891番3畑 合計168㎡となります。当該地は、空き家から50メートルほどのところにある農地でありまして、昨年まで野菜も栽培しており、附随する農地といえるものであります。

受付番号4番、申請者、農地の所在は 字車川原3305番 外1筆 田 1,018㎡、字車川原3304番 畑 123㎡、合計1,141㎡であります。当該地は空き家のすぐ隣に位置しておりまして、すぐに耕作できるような農地であります。附随する農地と認めてよいものと判断しております。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第97号につきましては、それぞれの事由により合意解約するものでありますが、受付番号26番の1件であります。詳細につきましては

は省略いたします。

【会津美里町農業委員会の委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について】

事務局次長 続きまして、報告第 98 号につきましては、当該規則について、新旧対照表のとおり改正するものです。

右が改正前、左が改正後となりますが、

もともと、第 4 条第 2 項第 1 号から 4 号の規定は、農業委員会等に関する法律第 9 条第 2 項及び同法施行規則第 6 条第 1 号に基づいて公表すべきものですが、その法律では、推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数と、応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数 を公表すれば足りるものを、氏名、職業、年齢、性別まで過大に公表することとしていたため、法令に合わせて改正するものでございます。

併せて、様式第 1 号と様式第 2 号を重複する内容の記載を削り、書きやすく改正するものです。

【会津美里町農業委員会の委員選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱について】

事務局次長 続きまして、報告第 99 号 会津美里町農業委員会の委員選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱について でございます。

農業委員の選考委員会設置要綱第 3 条で、選考委員を定めており、第 3 号に「産業振興課長」が規定されていますが、同要綱第 9 条で、選考委員会事務を事務局が担うこととなっております。

産業振興課長は農業委員会事務局長と兼務となっておりますので、事務局と審査する者が同一では、妥当性を欠くことから、「政策財政課長」に改正するものです。

【会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則について】

事務局次長 続きまして、報告第 100 号 会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則について でございます。

農業委員会等に関する法律第 17 条第 2 項においては、「農業委員会は、推進

委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されており、それを受けて推進委員の選任等に関する規則第2条で定めるものですが、現行の規則では、「農業委員会の区域」という文言もなく、また、区域の表示も各地区に1名を定めておりました。しかし、農業委員会の区域で1名が担当となるような定めをしている他町村はなく、平成28年の町議会への説明の際も、高田地域5名、本郷地域2名、新鶴地域3名との説明をしていたものです。

今般、改選も終えることから、「農業委員会の区域」という文言を明記して改正するものです。

さらに、第4条第2項各号では、本来記載すべき、「担当する区域名」の記載が明示されておりませんでした。そこで、それに合うように様式第1号及び第2号も改正いたします。

また、農業委員会等に関する法律施行規則第12条第1号で定めている公表内容が法令に合致していないため、改正後の第5条とおり改正するものです。

【会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱について】

事務局次長 続きます。報告第101号 会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱について でございます。

選考委員会設置要綱第3条では、推進委員の選考委員を定めておりますが、その第3号に農業委員会事務局長 が規定されております。同要綱第9条で、この委員会の事務を農業委員会事務局が担うと規定されており、選考委員に事務局が入ることは妥当性を欠くことから、事務局長は削除するものです。

なお、事務局長を除いても、選考委員は、職務代理である委員長1名・農業委員代表4名の計5名で構成することとなり、問題はないものです。

なお、報告第98号から第101号につきましては、全て施行が令和2年12月1日、新委員からとなっております。こちらについても専決規程により報告となっております。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。

以上で報告事項を終了いたします。

職務代理 以上をもちまして、第36回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《 14:00 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印